

TPPつぼの壺

発行：全国農業協同組合中央会

～ 今後のTPP交渉の鍵となる3つのポイント ～

1. TPP交渉の今後の動向

TPP交渉は、4月下旬に首席交渉官会合、5月下旬にはTPP閣僚会合の開催が報道されています。また、4月28日に日米首脳会談が予定されるなど、重大な局面が続くこととなります。

TPP交渉の今後の動向は、①TPA法案の行方、②日米二国間協議の状況、③知的財産や国有企業等ルール分野の協議の進展が大きなポイントになると考えられます。

<当面の国際会議等>

日程	国際会議等
4月12、26日	統一地方選挙
4月23～26日(報道)	首席交渉官会合(米国)
4月(可能性)	日米実務者協議、閣僚級協議
4月28日	日米首脳会談(ワシントンDC)
5月23～24日	APEC貿易担当大臣会合(フィリピン)
5月(報道)	TPP閣僚会合

2. (ポイント1) 交渉の鍵を握るTPA法案

TPP交渉は、米国のTPA(貿易促進権限)法案の見通しが立っていないことなどから進展は見られず、米国以外の11カ国は、TPP交渉を合意させるにはTPAが不可欠との立場を鮮明にしつつあります。

甘利TPP担当大臣は、4月7日の記者会見で、「TPPの妥結にとって、その前提要件となるTPA法案の動きにあわせて日米協議の再開を検討する」旨発言しています。

米国の政治紙および貿易専門紙は、「4月13日の議会再開後に法案が提出され、その翌週にも上院財政委員会で審議が行われる」と報じておりますが、これらの報道に対して、様々な見方や憶測があり、今後の動向は依然不透明な状況にあります。

<米国のTPA法案をめぐる今後着目すべき点>

(論点1) TPA法案は、超党派での議会提出が目指されていたが、共和・民主両党の指導部間で合意に達したのか。

(論点2) 議会では特に下院での成立が予測できないと言われているが、票読みが進み、成立に向けた見込みが立っているのか。

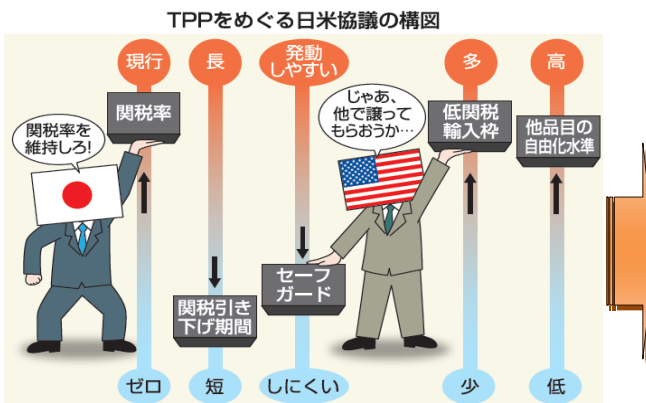
(論点3) 議会へTPA法案が提出された際に、順調に審議が進むのか。

3. (ポイント2) 日米二国間協議の状況

日米二国間協議は、平成26年4月の首脳会談以降、関税率や引き下げ期間、セーフガードなど、様々な要素の組み合わせで最終的に決着する「方程式合意」を目指し、協議が行われています。

4月28日に米国・ワシントンで安倍総理大臣とオバマ大統領の首脳会談が予定されていますが、安倍総理大臣は、3月27日ならびに4月8日の参議院予算委員会において、日米首脳会談に関して、「交渉は最終局面だが、まだ課題は残っている。訪米にあわせて、必要のない妥協をすることはあり得ない」などと答弁しています。

27年1月下旬以降、相次ぐ主な報道 (例：米、牛肉、豚肉)



※平成26年5月2日付 日本農業新聞1面より転載

米	<ul style="list-style-type: none"> 米側は同国産主食用米の輸入拡大を20万トン規模で要求。 米国産主食用米について、ミニマム・アクセス(MA)米とは別に5万トンを超えて特別輸入枠を新設し、同量の国産米を政府備蓄米として買い入れる案を検討。 豪州など他の交渉国も米に関心を示しており、米国に特別輸入枠を設定すれば、他国にも同様の扱いを迫られる恐れ。
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> 現行の38.5%から長期間(15年)かけて10%前後まで下げる案が浮上。輸入が急増した場合は、当初38.5%まで戻し、最終的に20%に引き上げることで調整。 牛肉関税は、発効時に20%台後半(27.5%を軸に検討)に引き下げ、発効から10年後に20%程度に、15~20年かけて10%前後とする方向で調整。
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> 高い豚肉にかけている4.3%の関税は長期間かけて撤廃。 低価格品への1キロ当たり最大482円の関税を10年以上かけて50円前後まで引き下げる方向で調整。 セーフガードについては、最終的に引き下げた関税水準の倍にあたる、1キロ当たり100円程度引き上げることの軸を検討。

4. (ポイント3) 知的財産などルール分野の進展状況

TPP交渉は、関税交渉などの市場アクセスと、知的財産などのルールの分野で交渉が行われていますが、特にルール分野の知的財産や国有企業等が依然難航している模様です。TPP閣僚会合が5月下旬に開催されることが想定されるなか、今後の動向は不透明な状況です。

<主な分野の進展状況>

知的財産	主に「著作権の保護期間」、「医薬品のデータ保護期間」、「地理的表示」等の論点があり、なかでも医薬品のデータ保護期間が最難関。
国有企業 (競争政策)	規律を課すべき国有企業の範囲、政府による支援内容、透明性等について協議。規律の対象外とする例外リストの作成が煮詰まっていない。
物品市場 アクセス	関税交渉は2国間で継続中であり、結果は付属書として譲許表が添付されることとなる。
原産地規則	一般的なルールと、個別品目毎のルールを定める作業を継続。品目別ルールで残っているものは、物品関税交渉が終わっていないもの。
投資	投資家対国の紛争解決手続き(ISDS)は閣僚案件だが、公共政策目的の規制権限は各国に留保することで合意済み。
環境	ごく僅かな論点を、関係する数カ国が調整。ワシントンの首席交渉官会合(昨年12月)で峠を越えた。

※平成27年2月16日 TPP政府対策本部「TPP交渉に関する説明会」の説明内容より(抜粋)

以上